

乗務中の携帯電話等の使用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は道路交通法等の法令遵守及び安全運転に関する啓発と指導教育を強化するとともに発生防止に努めるために制定する。

(定義)

第2条 乗務中の携帯電話・スマートフォン(ハンズフリー機能のあるものを除く。以下「携帯電話等」という。の取扱いに関して規定する。

(使用禁止)

第3条 運転者は、運転中に携帯電話等を使用・操作し、又はその画面を注視することをしてはならない。

2 運転者は、乗務中に携帯電話等を私用な目的で使用してはならない。

(保管)

第4条 携帯電話等は、乗務中は携帯電話の保管場所に保管しなければならない。

2 保管場所は、専用ケース、グローブボックスや運転席背面等の運転席から容易に手が届かない位置に設置しなければならない。

(使用方法)

第5条 運転者は、業務目的のため携帯電話等を使用するときは、休憩地点や待機場所等の安全な場所に停車してから連絡しなければならない。

(営業所等の対応要領)

第6条 営業所等から運転者に連絡を行う場合は、メールや留守番電話サービスを活用することとし、休憩地点や待機場所等の安全な場所に停車させた後に連絡をさせるようにしなければならない。

(点呼時の指導)

第7条 運行管理者は、点呼時に以下のことを実施しなければならない。

① 携帯電話等の電源がオフ又はマナーモードになっていることを確認すること

②定期的に乗務中の携帯電話等の使用禁止規程の遵守を指示するとともに、違反した場合には就業規則に基づき処分が行われることを通告すること

② 必要に応じて、乗務中に携帯電話等を使用しないことを運転者に宣言させること
(乗務員相互の確認)

第8条 運転者以外の乗務員が乗務する場合は、運転席への携帯電話等の持ち込みがないことを相互に確認しなければならない。

(遵守状況の確認)

第9条 ドライブレコーダーを用いて乗務中の携帯電話等の使用の有無を定期的に確認するよう努めなければならない。また、乗客等から苦情等があった場合は、事実関係を確認しなければならない。

2 不定期に巡回指導を実施し、乗務中の携帯電話等の使用の有無を確認するよう努めなければならない。

(業務用携帯電話の貸与)

第10条 運転者との連絡用に通話機能専用の業務用携帯電話等を貸与するよう努めなければならない。

(規程の所管及び改廃)

第11条 この規程の所管は総務部とし、改廃は取締役会に付議して決定する。

附則

この規程は平成29年7月1日から施行する。